

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十一年^{（一）}財務省令第三十号第一号）の附随表

損 益 後	損 益 前
<p>【附随表1 増損】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定する<u>その他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）</u>の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合には、<u>同号に規定するその他有価証券評価差額金（零</u></p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定する<u>その他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）</u>を適用する場合には、<u>同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）</u>の合計額が負の値であるときに於ける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株</p>

リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券(零リスク・ウエイト債券を除く。))をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。)の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五 (略)

2～6 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式に「ケツト・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあっては、第三百三十三条第二号に掲げる額、スケーツト・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五 (略)

2～6 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式に「ケツト・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあっては、第三百三十三条第二号に掲げる額、スケーツト・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウエイト債券を除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号

の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号

及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。))が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。))及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。)及び新株予約権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五 (略)

2～7 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し

及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。))が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。)及び新株予約権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものである。

一～五 (略)

2～7 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し

<p>て得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。</p> <p>一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウエイト債券を除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>て得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第三百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。</p> <p>一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延へツジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延へツジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---